

検討対象事務評価シート

資料 2

⑤

法令に基づく事務

14 組合の設立の認可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 組合の設立の認可などに関する事務											
(1) 組合の設立の認可などに関する事務	中小企業等協同組合法に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るため、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。	区	△							○中小企業等協同組合の認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。協同組合等の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	△							○当該事務は、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図ることを目的としており、組合の活動は定款に定められた地区に限定され、事業効果が広域的に及ぶものではない。 ○各種認可申請や届出の事務について身近な地域に窓口が設置されることにより、利便性が向上するものと考えられる。 ○さらに、区は、商店街振興組合法に基づく単一区の地域指定のある商店街組合に関する事務をすでに行っている。 ○ただし、企業組合については、定款に地区の定めがなく、事業活動が広域的に行われることから、都が担う必要がある。 なお、企業組合以外のものであっても、定款で定める地区が一の特別区の区域を越える場合には都が担う必要がある。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 14 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合の設立の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図ることを目的としており、組合の活動は定款に定められた地区に限定され、事業効果が広域的に及ぶものではない。</p> <p>○各種認可申請や届出の事務について身近な地域に窓口が設置されることにより、利便性が向上するものと考えられる。</p> <p>○さらに、区は、商店街振興組合法に基づく単一区の地域指定のある商店街組合に関する事務をすでに行っている。</p> <p>○ただし、企業組合については、定款に地区の定めがなく、事業活動が広域的に行われることから、都が担う必要がある。</p> <p>なお、企業組合以外のものであっても、定款で定める地区が一の特別区の区域を越える場合には都が担う必要がある。</p>
担当	産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 企業組合の定款には、組合の地区要件の記載がなく、事業範囲が広域にわたることから、広域的自治体である都が行う必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評 価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
個 票	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 14 中区分 1 小区分 (1)

事業名		組合の設立の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○中小企業等協同組合の設立認可や決算関係書類の受理などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。基本的には都道府県の区域を超えて設立されるものは国の所管であり、協同組合等の地区の範囲に応じて分担することが適当と考えられることから、協同組合等の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担い、地区が複数区に跨るものは都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例で移管している例がある事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○届出窓口が所在地の区役所になるため、協同組合等の利便性が向上する。また、協同組合等の実情をより把握した対応が可能となり、区と協同組合等の事業連携や地域に即した支援など、積極的な関係の構築が期待できる。</p> <p>○都区間の連携・調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>
担当局		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	都道府県の区域を超えて設立されるものは国の所管であり、協同組合等の地区の範囲に応じて分担することが適当と考えられることから、協同組合等の地区が複数区に跨る場合、都が処理することが適当である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区		
		保		

検討対象事務の内容

5

大区分 14 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合の設立の認可などに関する事務
担当	産業労働局

事	(事務の概要)	・中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るため、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。
	(主な事務内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定共済組合が共済事業等以外の事業を行うことの承認(法第9条第2項第7項) ・特定共済組合連合会が共済事業等以外の事業を行うことの承認(法第9条の9第4項) ・共済規程の認可(法第9条の6の2) ・組合の設立認可(法第27条の2第1項、第82条の2) ・役員変更届書の受理(法第35条の2) ・理事が総会招集の手続きをしない場合の組合員による招集の承認(法第48条) ・定款の変更認可(法第51条第2項、第82条の10第4項) ・定められた方法以外での余裕金運用の認可(法第57条の5) ・特定共済組合等に対する経営の健全性判断基準の策定(法第58条の4) ・行政庁の処分違反した組合の共済計理人に対する解任命令(法第58条の8) ・解散の届出書の受理(法第62条第2項、第82条の13第2項)
務	の	<ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可(法第66条第1項) ・行政庁の処分等に対する不服の申出に対する必要な措置(法第104条第2項) ・組合員等からの請求に基づく組合等の業務又は会計の状況の検査(法第105条) ・決算関係書類の受理(法第105条の2第1項) ・報告の徴収(法第105条の3) ・検査等(法第105条の4)
	内	・法令等の違反に対する処分(法第106条)
容	(特別区における事務処理の状況)	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況) : (有・無)	無
	(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の所管行政庁は、法第111条の規定により、その地区が都道府県の区域を越えないものであって、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣又は国土交通大臣の所管に属する事業(政令(法施行令第27条各号)で定めるものに限る。)以外のものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。 ・定款に定める事業が財務大臣が所管する事業又は国土交通大臣が所管する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とされている。 ・法施行令第33条の規定により行政庁の権限に属する一部の事務を都道府県知事が行うこととされている。 ・北海道、宮城県、神奈川県及び静岡県では事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(都における事務処理の状況)

・所管組合数(連合会及び中央会を含む) : 1,383(平成20年3月31日現在)

・平成19年度の処理実績(区部のみの数字は特定困難)

区分	認可、届出等の内容	根拠規定	処理件数
認可 (申請による)	設立認可	第27条の2第1項、第82条の2	11
	定款変更認可	第51条第2項、第82条の10第4項	186
	合併の認可	第66条第1項	0
届出 (受理)	役員変更届書	第35条の2	738
	組合等の解散届出	第62条第2項、第82条の13第2項	50
	決算関係書類 共済組合からの各種届出	第105条の2 第106条の3	1,319 109
承認等	報告の徴収	第105条の3	0
	検査等	第105条の4、第9条の7の5第2項(準用)	1
	業務改善命令及び解散命令	第106条、第9条の7の5第2項(準用)	11
	共済組合に対する監督上の処分	第106条の2、第9条の7の5第2項(準用)	0

法で定める組合の種類及び都所管の組合等の数(平成20年3月31日現在)

	法規定	所管組合等の数
事業協同組合	第3条第1号	1,261
事業協同小組合	第3条第1号の2	1
火災共済協同組合	第3条第1号の3	1
協同組合連合会	第3条第3号	9
企業組合	第3条第4号	110
中小企業団体中央会	第70条、第73条	1
	合計	1,383

地区別の組合等の数(平成20年3月31日現在)

区分	組合等の数	
東京都	561	
単独区	328	
複数区	168	
混在(区含む)	33	区市町村
区部以外	188	全国2、5都県1、市町村(単複合)186、企業組合5
規定なし	105	企業組合
合計	1,383	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

15 協業組合の事業転換認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 協業組合の事業転換認可などに関する事務											
(1) 協業組合の事業転換認可などに関する事務	中小企業団体の組織に関する法律に基づき、中小企業者やその他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることにより、公正な経済活動の機会を確保し、国民経済の健全な発展のため、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。	区	△							○中小企業等協同組合の協業組合化に係る認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。協業組合の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○						○協業組合は、中小企業等協同組合と異なり、定款に地区を記載する必要がなく、事業範囲が広域にわたっている。また、主たる事務所の区域外に従たる事務所が置かれることも想定されることから、協業組合の監督を適切に行うためには、広域的自治体であると都が行う必要がある。 ○協業組合は区部に7件しかないことから、都が行ったほうが効率的である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	協業組合の事業転換認可などに関する事務
	担当	産業労働局
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 協業組合の定款には、組合の地区要件の記載がなく、事業範囲が広域にわたることから、広域的自治体である都が行う必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 協業組合は区部に7件しかないことから、各区へ移管することは非効率である。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		
	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		
	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		
	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		
	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		
	理由	

< 考え方 >
 ○協業組合は、中小企業等協同組合と異なり、定款に地区を記載する必要がなく、事業範囲が広域にわたっている。また、主たる事務所の区域外に従たる事務所が置かれることも想定されることから、協業組合の監督を適切に行うためには、広域的自治体であると都が行う必要がある。
 ○協業組合は区部に7件しかないことから、都が行ったほうが効率的である。
 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

⑤

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

事業名	協業組合の事業転換認可などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	都道府県の区域を超えて設立されるものは国の所管であり、協業組合の地区の範囲に応じて分担することが適当と考えられることから、協業組合の地区が複数区に跨る場合、都が処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

＜ 考え方 ＞

○中小企業等協同組合が協業組合へ事業転換をする場合や協業組合を設立する場合の認可などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。基本的には都道府県の区域を超えて設立されるものは国の所管であり、協業組合の地区の範囲に応じて分担することが適当と考えられることから、協業組合の地区が各区の区域を超えないものについて、特別区が担い、地区が複数区に跨るものは都が担う方向で検討すべきである。

○事務処理特例で移管している例がある事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。

○中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務処理の規定が中小企業等協同組合法に準拠しており、「⑤-14組合の設立の認可などに関する事務」の見直しと連動させる必要がある。

○届出窓口が所在地の区役所になるため、協業組合の利便性が向上する。また、協業組合の実情をより把握した対応が可能となり、区と協業組合の事業連携や地域に即した支援など、積極的な関係の構築が期待できる。

○都区間の連携・調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 15 中区分 1 小区分 (1)

事業名	協業組合の事業転換認可などに関する事務
担当	産業労働局

事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・中小企業団体の組織に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中小企業者やその他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることにより、公正な経済活動の機会を確保し、国民経済の健全な発展のため、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。</p>										
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・事業転換の認可(協業組合:法第5条の7第2項)</p> <p>・組合の設立の認可(協業組合:法第5条の17第1項)</p> <p>・公正取引委員会からの措置の請求(協業組合:法第5条の22(組合法準用))</p> <p>・余裕金運用の認可(協業組合:法第5条の23第3項(組合法準用))</p> <p>・組合の定款変更の認可(協業組合:法第5条の23第3項(組合法準用))</p> <p>・役員変更届出書の受理(協業組合:法第5条の23第3項(組合法準用))</p> <p>・決算関係書類の受理(協業組合:法第5条の23第6項(組合法準用))</p>										
	<p>法で定める組合の種類及び都所管の組合等の数(平成20年3月31日現在) 地区別の組合等の数</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>組合の種類</th> <th>法規定</th> <th>所管組合等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協業組合</td> <td>第3条第1項第7号</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>組合等の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定なし (協業組合) (うち、区部に 事務所所在)</td> <td>8 (7)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成20年3月31日現在)</p>	組合の種類	法規定	所管組合等の数	協業組合	第3条第1項第7号	8	区分	組合等の数	規定なし (協業組合) (うち、区部に 事務所所在)	8 (7)
	組合の種類	法規定	所管組合等の数								
協業組合	第3条第1項第7号	8									
区分	組合等の数										
規定なし (協業組合) (うち、区部に 事務所所在)	8 (7)										
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>											
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>											
<p>(その他)</p> <p>・法に規定する主務大臣は、法第101条の2の規定により、協業組合組合の行う事業を所管する大臣とされている。</p> <p>・また、法に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、法施行令第11条の規定により協業組合は、その事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある場合は、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととされている。</p> <p>・神奈川県、静岡県では事務処理特例条例により、主たる事務所がその指定都市などの区域内にある場合に限り、指定都市などに標記事務が移管されている。</p>											

(都における事務処理の状況)			
・所管組合数:協業組合8			
・平成19年度の処理実績			
区 分	認可、届出等の内容	根拠規定	処理件数
認 可 (申請による)	協業組合の事業転換の認可	第5条の7第2項	0
	設立認可	第5条の17第1項	0
	定款変更認可	第5条の23第3項(組合法準用)	1
	余裕資金運用認可	第5条の23第3項(組合法準用)	0
	合併の認可	第5条の23第4項(組合法準用)	0
届 出 (受 理)	役員変更届書	第5条の23第3項(組合法準用)	2
	組合等の解散届出	第5条の23第4項(組合法準用)	0
	決算関係書類	第5条の23第6項(組合法準用)	7
承認等	組合員による総会招集の承認	第5条の23第3項(組合法準用)	0
	解散命令に伴う解散登記の嘱託	第5条の23第5項(組合法準用)	0
	組合員等の不服申出による措置	第5条の23第6項(組合法準用)	0
	組合員等の請求による検査	第5条の23第6項(組合法準用)	0
	報告の徴収	第5条の23第6項(組合法準用)	0
	検査等	第5条の23第6項(組合法準用)	0
	業務改善命令及び解散命令	第5条の23第6項(組合法準用)	0

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

19 高度化事業計画の認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 高度化事業計画の認定などに関する事務											
(1) 高度化事業計画の認定などに関する事務	中小小売商業振興法に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画（商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画）が法施行令で定める基準に適合するものである旨の認定他を行う。	区								<p>○商店街の整備その他の高度化事業計画の認定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○					○	<p>○年間の処理件数が0～2件しかないことから、都が担った方が効率的である。 ○中小小売商業振興法により事業計画の認定を受けた組合等は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく高度化資金の無利子貸付を受けることができる。貸付の主体は同法により都道府県となっており、計画の認定のみを区に移管することになると、都では計画の妥当性や返済計画の検証が出来ないうえ、認定を受けた者に対しては貸付を拒むことは出来ない。以上のことから、当該事務を区に移管すると、都の事業に支障が生じる。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高度化事業計画の認定などに関する事務		＜ 考え方 ＞
担当		産業労働局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由	<p>○年間の処理件数が0～2件しかないことから、都が担った方が効率的である。</p> <p>○中小小売商業振興法により事業計画の認定を受けた組合等は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく高度化資金の無利子貸付を受けることができる。貸付の主体は同法により都道府県となっており、計画の認定のみを区に移管することになると、都では計画の妥当性や返済計画の検証が出来ないうえ、認定を受けた者に対しては貸付を拒むことは出来ない。以上のことから、当該事務を区に移管すると、都の事業に支障が生じる。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由 年間の処理件数が0～2件しかないことから、各区へ移管した場合、区政運営の効率性低下が懸念される。	
	チェック	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
チェック				
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由	
チェック				
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由 当該事務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき都が行なっている高度化資金の貸付事務やその他の中小小売商業振興施策と密接に関連している。	
	チェック	○		
価	総合評価			
	都	区	保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高度化事業計画の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○商店街の整備その他の高度化事業計画の認定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○広域的な対応を要する事項についての都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局		産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		⑤	保	

検討対象事務の内容



大区分 19 中区分 1 小区分 (1)

事業名	高度化事業計画の認定などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・都の実績は主に法第4条1項による認定実績で、平成19年度は12月末時点の実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	件数	2	0	0	1	2
	平成15年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
件数	2		0	0	1	2								
担当	産業労働局													
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>中小小売商業振興法(以下「法」という。)に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画(商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画)が法施行令(以下「政令」という。)で定める基準に適合するものである旨の認定他を行う。</p>													
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街整備計画の認定(法第4条1項) ・店舗集団化計画の認定(法第4条2項) ・共同店舗等整備計画の認定(法第4条3項) ・商店街整備等支援計画の認定(法第4条6項) ・法第4条3項の認定に係る協議(法第4条8項) ・高度化事業計画の変更の認定(政令第9条1項) ・高度化事業計画の認定の取消し(政令第9条2項) ・高度化事業計画の実施状況の報告の徴収(法第13条1項) 													
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>													
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>													
	<p>(その他)</p> <p>・北海道、神奈川県、愛知県、大阪府では事務処理特例条例により、指定都市等に標記事務が移管されている。</p>													

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

24 宅地等供給事業の承認などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 宅地等供給事業の承認などに関する事務											
(1) 宅地等供給事業の承認などに関する事務	農業協同組合法に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。	区	○							○農業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。 ○また、区部の農協数は少なく（総合農協は4つ）、宅地等供給事業の承認などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 24 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宅地等供給事業の承認などに関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。</p> <p>○また、区部の農協数は少なく（総合農協は4つ）、宅地等供給事業の承認などの事務の実績も著しく少ないうに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>			
担当	産業労働局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 都内にある農業協同組合は複数の区をまたがってその事業を営むものがほとんどである。各区間の連絡調整、また市町村を地区とする農業協同組合との調整もあり、都が広域的に処理する必要がある。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由 農業協同組合が行う事業は数多い。それらに関する報告や承認を現在都が全て行っているため、標記事務だけを移管することは効率性に著しく支障を生じる。また、区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行なうほうが効率的である。				
	○					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由 事業を円滑に行うためには、農業協同組合法等の知識を有した職員の配置が必要である。					
○						
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
チェック	理由					
			総合評価			
			<table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 24 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宅地等供給事業の承認などに関する事務
担当局	産業労働局

< 考え方 >
 ○農業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。基本的に都道府県の区域を越えて設立されるものは国の所管であり、協同組合の地区の範囲に応じて分担することが適当と考えられるが、特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	特別区の区域における既存の協同組合の地区は、いずれも複数区に跨っており、都が広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 24 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宅地等供給事業の承認などに関する事務	
担当	産業労働局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 農業協同組合法(以下、「法」という。)に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。	(都における事務処理の状況)
	(主な事務内容)	東京都内の農業協同組合 総合農協:16(区部:4、多摩:11、島しょ:1) 専門農協:6(区部:2、多摩:3、島しょ:1) 農事組合法人:25(区部:2、多摩:15、島しょ:8) 連合会等:6(都中央会:都信連、全農都本部、全共連都本部、都厚生連、基金協会)
	・宅地等供給事業に係る承認等(法第11条の29第1項及び第3項) ・農業経営規程に係る承認等(法第11条の32第1項及び第3項) ・組合の一時理事及び監事の職務を行うべき者の選任並びに総会の招集等(法第40条第1項及び第3項) ・定款の変更に係る認可(法第44条第2項) ・設立の認可等(法第59条第1項及び第2項) ・組合の設立の登記がない場合の認可の取消し(法第63条第2項) ・組合の解散の議決の認可(法第64条第2項) ・合併の認可(法第65条第2項) ・農事組合法人の仮理事の選任等(法第73条第2項、第5項及び第6項) ・行政庁が組合又は農事組合法人を解散した場合における登記の嘱託(法第89条第2項) ・組合等からの報告の徴収、命令及び資料の提出要求(法第93条第1項及び第2項)	平成19年度届出件数 設置 0件 変更 0件 中止 0件 計 0件
	・組合等の検査等(法第94条第1項、第2項、第5項、法第95条第1項、第2項、第3項及び法第95条の2) ・組合等の決議並びに選挙及び当選の取消し(法第96条第1項) ・施設の一部利用計画の取消し(法第97条)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく事務分担は行っていない。	
容 (標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無		
(その他) ・新潟県及び静岡県では事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

26 組合の事業に対する認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 組合の事業に対する認可などに関する事務											
(1) 組合の事業に対する認可などに関する事務	水産業協同組合法に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るため、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。	区	○							○漁業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○都の系統団体は内湾6漁協を将来的に1漁協に合併する方針であり、一つの区の区域のみを地区とするような小規模な水産業協同組合が存続する可能性は低い。 ○また、区部の漁協数は6漁協と少なく、定款の変更認可などの事務の実績も少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があるため、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合の事業に対する認可などに関する事務	
担当	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 全国的に水産業協同組合の経営は厳しく、国の施策として、合併や事業統合により小規模漁協を廃止する方向にあり、都の系統団体としても、現在の内湾6漁協を1漁協に合併する方向性を出しているおり、都が広域的な立場から処理することが必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 漁業は一つの海面で、都の漁業者だけでなく他県漁業者も入り合って操業しており、海面の漁業秩序の維持も行政の重要な仕事である。区に標記事務を移管した場合、対外的な交渉を行うには都下漁業者の意見を統一するための区と都の協議が新たに必要となる。このため紛争の複雑化や解決の長期化が発生し、漁業秩序の維持に著しい支障が生じると考えられる。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由 事業を円滑に行うためには、水産業の事情に精通した職員等の配置が必要である。	
○		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

＜ 考え方 ＞
 ○都の系統団体は内湾6漁協を将来的に1漁協に合併する方針であり、一つの区の区域のみを地区とするような小規模な水産業協同組合が存続する可能性は低い。
 ○また、区部の漁協数は6漁協と少なく、定款の変更認可などの事務の実績も少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。
 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。
 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

[区]

5

大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名		組合の事業に対する認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○漁業協同組合の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。基本的に都道府県の区域を越えて設立されるものは国の所管であり、協同組合の地区の範囲に応じて分担することが適切と考えられるが、特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。</p>					
担当局		産業労働局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	○	特別区の区域における既存の協同組合の地区は、いずれも複数区に跨っており、都が広域的に処理することが適当である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right; margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容

5

大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合の事業に対する認可などに関する事務																	
担当	産業労働局																	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・水産業協同組合法（以下、「法」という。）に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るため、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・東京都内の水産業協同組合 水産業協同組合:33(内湾:6、島しょ:12、内水面:6、水産加工業:4、業種別:3、漁業生産組合:2)</p>																
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済規程の認可、変更・廃止の認可(法第15条の2第1項及び第2項) ・価格変動準備金の積立、取崩しに係る認可(法第15条の12第1項及び第2項) ・共済計理人の解任(法第15条の19) ・共済契約に係る契約条件の変更の申出の承認(法第17条の2第3項) ・共済契約の解約に係る業務の停止等(法第17条の3) ・共済調査人の選任等(法第17条の8第1項、第3項及び第4項) ・共済契約の契約条件の変更に係る承認(法第17条の11第1項) ・組合又はその子会社が特定事業会社の議決権を1年を超えて保有する場合の承認(法第17条の15第2項) ・水産業協同組合(以下、「組合」という。)の組織を適正に保つための一時的な代表理事等の選任及び総会の招集(法第43条第1項及び第3項) ・組合の基礎となる定款の認可、変更の認可(法第48条第2項) ・組合の設立の認可、設立に関する報告書の徴収(法第63条第1項及び第2項) ・組合の設立認可の取り消し(法第66条の2) ・組合の解散の認可(法第68条第2項) ・解散及び清算に関する裁判所への意見陳述(法第86条第6項) ・組合の解散を命じた場合の解散の登記の嘱託(法第117条第2項) ・組合の各種規約・規程等の報告徴収(法第122条第1項及び第2項) ・組合の業務又は会計状況の検査(123条第1項～第5項) ・組合の事業に係る命令(法第123条の2第1項及び第2項) ・法令等の違反に対する措置(法第124条第1項～第3項) ・組合の解散命令(法第124条の2) ・組合の決議並びに選挙及び当選の取消し(法第125条第1項) ・専用契約の取消し(法第126条) ・警視総監からの意見聴取(法第127条の5) 	<p>・平成18年度の区部における水産業協同組合に対する事務処理状況</p> <table border="0"> <tr> <td>共済規程の変更認可</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>定款の変更認可</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>法第122条に基づく指導</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>法第123条に基づく検査</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>・平成19年度の区部における水産業協同組合に対する事務処理状況</p> <table border="0"> <tr> <td>共済規程の変更認可</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>定款の変更認可</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>法第122条に基づく指導</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>法第123条に基づく検査</td> <td>3件</td> </tr> </table>	共済規程の変更認可	3件	定款の変更認可	0件	法第122条に基づく指導	10件	法第123条に基づく検査	3件	共済規程の変更認可	3件	定款の変更認可	10件	法第122条に基づく指導	10件	法第123条に基づく検査	3件
	共済規程の変更認可	3件																
	定款の変更認可	0件																
法第122条に基づく指導	10件																	
法第123条に基づく検査	3件																	
共済規程の変更認可	3件																	
定款の変更認可	10件																	
法第122条に基づく指導	10件																	
法第123条に基づく検査	3件																	
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>																		
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に水産業協同組合の経営は厳しく、国の施策として、合併や事業統合により小規模漁協を廃止する方向にあり、都の系統団体としても、現在の内湾6漁協を1漁協に合併する方向性を出している。 ・静岡県では事務処理特例条例により、指定都市に標記事務の一部が移管されている。 																		

検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

31 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務											
(1) 診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務	獣医師法に基づき、獣医師が診療（検案）した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿（検案簿）の検査及び獣医師の現況届出（法22条の届出）の受理、進達に関する事務を行う。	区								○獣医師の診療簿（検案簿）の検査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○	○				△	○獣医事に係わる獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。 ○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移管するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○獣医事に係わる獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。</p> <p>○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移管するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>
担当	産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 獣医事に関する事務は、専門的知識を有する職員（獣医職）が必要であることや、国や他県と連携しながら統一的な指導、監督が求められる。特別区のみならず事業移管しても中途半端なものとなり、事業効率の低下や事業執行が複雑化する。	
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 事業を円滑に行うためには、獣医学等に関する専門知識や関連法令に精通した職員の配置が必要である。	
業	○		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由		
評			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
価			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由 少子化の進展等から、近年、愛玩動物の家庭内及び社会的な地位が向上し、動物飼育者の獣医療に対するニーズも高度化、複雑化している。今後の獣医事施策の推進を図るうえでは都の動物愛護、畜産振興、公衆衛生施策等と連携した対策が必要となる。		
△			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務	
	担当局	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

< 考え方 >

○獣医師の診療簿（検案簿）の検査等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。

○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。

○現状の都の対応と同様に獣医師資格を有する職員の従事が望ましく、人材確保の方策については具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	⑤	保

検討対象事務の内容

5

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務	
担当	産業労働局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師法(以下、「法」という。)に基づき、獣医師が診療(検案)した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿(検案簿)の検査及び獣医師の現況届出(法22条の届出)の受理、進達に関する事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師法第22条届出受理件数： 3,362件(H18年度実績、都全域) ・平成18年度の区部における検査実績： 90施設 <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部の飼育動物診療施設(動物病院)数： 913施設(平成19年3月31日現在)
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師法に基づき、獣医師が診療(検案)した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿(検案簿)について必要と認めるときの検査(法第21条第3項) ・現況届の受理、農林水産大臣への進達(2年毎)(法第22条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：(有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県及び静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

32 診療施設の使用制限の命令などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 診療施設の使用制限の命令などに関する事務											
(1) 診療施設の使用制限の命令などに関する事務	獣医療法に基づき、飼育動物診療施設（動物病院）開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項について、立入検査等による指導、監督等に関する事務を行う。	区								○飼育動物診療施設の指導、監督等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○	○				△	○獣医事に係る獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。 ○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移管するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	診療施設の使用制限の命令などに関する事務		< 考え方 > ○獣医事に係わる獣医師法と獣医療法は、密接不可分の法規であることから、一体的に所管する必要がある。 ○区部における検査などの実績は区単位では少ないうえに、事務を移管するには獣医学的知識や獣医療に関する知識経験を有する職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。		
担当	産業労働局				
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	チェック				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由 獣医事に関する事務は、専門的知識を有する職員（獣医職）が必要であることや、国や他県と連携しながら統一的な指導、監督が求められる。特別区のみならず事業移管しても中途半端なものとなり、事業効率の低下や事業執行が複雑化する。			
	○				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由 事業を円滑に行うためには、獣医学等に関する専門知識や関連法令に精通した職員の配置が必要である。			
○					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
チェック	理由				
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由 少子化の進展等から、近年、愛玩動物の家庭内及び社会的な地位が向上し、動物飼育者の獣医療に対するニーズも高度化、複雑化している。今後の獣医事施策の推進を図るうえでは都の動物愛護、畜産振興、公衆衛生施策等と連携した対策が必要となる。				
△					
総合評価					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			都	区	保
都	区	保			

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名		診療施設の使用制限の命令などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○飼育動物診療施設への立入検査等による指導、監督等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○現状の都の対応と同様に獣医師資格を有する職員の従事が望ましく、人材確保の方策については具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		(区)	保	

検討対象事務の内容

⑤

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	診療施設の使用制限の命令などに関する事務																					
担当	産業労働局																					
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・獣医療法(以下、「法」という。)に基づき、飼育動物診療施設(動物病院)開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項について、立入検査等による指導、監督等に関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) ・区部の飼育動物診療施設(動物病院)数: 913施設(平成19年3月31日現在) ・区部の獣医療法第3条に基づく届出受理(平成18年度実績) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">開設届</td> <td style="text-align: right;">108件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">届出事項変更届</td> <td style="text-align: right;">189件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休止・廃止届</td> <td style="text-align: right;">94件</td> </tr> </table> ・区部における立入検査実績: 90施設(平成18年度実績) ・都内の飼育動物診療施設数の推移 (単位:施設) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: 1px solid black;">H元</th> <th style="border: 1px solid black;">H5</th> <th style="border: 1px solid black;">H10</th> <th style="border: 1px solid black;">H15</th> <th style="border: 1px solid black;">H16</th> <th style="border: 1px solid black;">H17</th> <th style="border: 1px solid black;">H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">1,002</td> <td style="border: 1px solid black;">1,076</td> <td style="border: 1px solid black;">1,124</td> <td style="border: 1px solid black;">1,289</td> <td style="border: 1px solid black;">1,323</td> <td style="border: 1px solid black;">1,362</td> <td style="border: 1px solid black;">1,386</td> </tr> </tbody> </table> ・近年の事務処理の状況 都区内の動物病院数は、一貫して増加傾向にあり、その獣医療内容も高度化、専門化してきている一方、施設、技術の格差も拡大している。また、ペットブームやペット産業の急成長、少子化、核家族化の進展等から愛玩動物の家庭内で地位向上等から飼い主の獣医療に対するニーズも高度化、複雑化しており、獣医療をめぐるトラブルが増加している。そのため、飼い主からの獣医療相談、苦情等への対応業務が近年非常に増加している。	開設届	108件	届出事項変更届	189件	休止・廃止届	94件	H元	H5	H10	H15	H16	H17	H18	1,002	1,076	1,124	1,289	1,323	1,362	1,386
	開設届	108件																				
	届出事項変更届	189件																				
	休止・廃止届	94件																				
	H元	H5	H10	H15	H16	H17	H18															
1,002	1,076	1,124	1,289	1,323	1,362	1,386																
(主な事務内容) ・飼育動物診療施設(動物病院)の開設に係る届出受理(法第3条) ・診療施設の構造設備が基準に適合しない場合又は施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項を遵守していない場合の施設の使用制限、禁止、修繕改築等、必要な措置命令(法6条) ・往診診療者が診療用医療機器等の管理について遵守すべき事項を遵守していない場合の必要な措置命令(法第7条第3項) ・診療施設開設者又は管理者に対する必要な報告の徴収又は診療施設の立入検査(法第8条第1項) ・往診診療者等に対する報告徴収又は検査のため診療用機器等、帳簿等の物件の提出命令(法第8条第2項)																						
(特別区における事務処理の状況) ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																						
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無																						
(その他) 新潟県及び静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。																						

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

33 ふ化業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 ふ化業者の登録などに関する事務											
(1)ふ化業者の登録などに関する事務	養鶏振興法に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。	区	○							<p>○鶏のふ化業者の登録や検査等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都		○	○					<p>○登録されたふ化業者について、ふ化場が他の都道府県の区域にある場合は、その確認状況等の相互通知義務があり、特別区に事務移管した場合には、特別区間及び特別区と他府県との間で情報交換を行うことになり、事務が複雑化するおそれがある。</p> <p>○区部のふ化業者の登録件数の実績は少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。また、事務を移管するためには畜産に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○加えて、都が一元的に情報を管理することにより、発生が相次いでいる鳥インフルエンザに対しても迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名		ふ化業者の登録などに関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○登録されたふ化業者について、ふ化場が他の都道府県の区域にある場合は、その確認状況等の相互通知義務があり、特別区に事務移管した場合には、特別区間及び特別区と他府県との間で情報交換を行うことになり、事務が複雑化するおそれがある。</p> <p>○区部のふ化業者の登録件数の実績は少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。また、事務を移管するためには畜産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○加えて、都が一元的に情報を管理することにより、発生が相次いでいる鳥インフルエンザに対しても迅速かつ的確に対応することが可能となる。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>			
担当		産業労働局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
	チェック	理由 法では、登録した都道府県は雛の出荷先の都道府県への通知義務がある。他道府県からの通知を受ける場合の調整が必要になる。また、区部の実績は少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。					
	○						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由 事業を円滑に行うためには、養鶏に関する専門知識や法令等に精通した職員の配置が必要である。					
○							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
チェック	理由						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。						
	チェック	理由					
				総合評価			
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保					

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ふ化業者の登録などに関する事務
担当局	産業労働局

事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	鶏ふ化場自体の所在は他府県にあり、都道府県の区域を越えて連絡調整事務が発生する。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○養鶏の振興を図るために、ふ化業者の登録やふ化業者に対する措置命令、立入検査を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。鶏ふ化場自体の所在は他府県にあり、都道府県間において連絡調整事務が発生することなどから、広域的な対応の必要があり、引続き都が担う方向で検討すべきである。
 ○都内の鶏ふ化業者自体は減少している状況であり、都が多摩地域を含め一元的に処理の方が効率的である。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 33 中区分 1 小区分 (1)

事業名	ふ化業者の登録などに関する事務	
担当	産業労働局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>養鶏振興法(以下、「法」という。)に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 届け実績:1件 平成18年度 立入検査実績:0件
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふ化業者の登録申請を受理、審査及び登録(法第7条第1項) ・ふ化場開設の確認(法第8条第1項) ・ふ化場が登録ふ化業者の所在地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設された場合の通知(法第8条第2項) ・登録事項に変更が生じた場合の届出の受理(法第9条第1項及び第2項) ・ふ化業者の登録の取消し(法第10条第1項) ・登録ふ化業者に対する措置命令(法第14条第1項) ・登録ふ化業者からの業務報告の徴収、施設への立入検査(法第16条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内の鶏ふ化業者は年々減少しており、届出は少ない状況にある。 ・法では、ふ化場業者の住所地がある都道府県に届けることが規程されている。都の場合、ふ化場自体は道府県にある例が多く、都道府県との連絡調整事務が発生する。
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく事務の分担を行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

34 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務											
(1) 畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。	区	△	○	△					<p>○家畜排せつ物の管理に関する指導等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。</p> <hr/> <p>○当該事務は、家畜排せつ物の適正処理と利用の促進のための指導、助言、命令、勧告である。家畜排せつ物に関する問題は、基本的に、当該畜産業者の住所地を管轄する特別区の区域で完結するものであり、地域に密着した特別区が実施することが望ましい。 ○しかし、区部の畜産農家は1軒と少なく、指導などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには畜産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都
		都		○	○						都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名		畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○当該事務は、家畜排せつ物の適正処理と利用の促進のための指導、助言、命令、勧告である。家畜排せつ物に関する問題は、基本的に、当該畜産業者の住所地を管轄する特別区の区域で完結するものであり、地域に密着した特別区が実施することが望ましい。</p> <p>○しかし、区部の畜産農家は1軒と少なく、指導などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには畜産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>				
担当		産業労働局						
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック		理由					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	○	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	○	理由 事業を円滑に行うためには、畜産に関する専門知識や法令等の知識を有した職員の配置が必要である。					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
業	チェック		理由					
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック		理由					
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック		理由					
	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
価	チェック		理由					
	<table border="1" style="float: right;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	該当する都内の畜産農家は、多摩地区と島しょ地区が中心であり、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	該当する特別区内の畜産農家は1軒のみであり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
△	家畜排せつ物の適正な管理が行われるよう指導・助言等を行うものであり、専門性が求められる。	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○家畜排せつ物の適正管理及び利用促進を図るための指導や助言等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。専門的な対応が求められる事務であるが、該当する都内の畜産農家は、多摩地区と島しょ地区が中心で、特別区内は1軒のみであり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務	
担当	産業労働局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○指導(法に基づく) 特別区では実績なし(平成18年度) ※市町村:あきる野市2戸、八王子市2戸、町田市2戸、昭島市1戸、武蔵村山市2戸で実施</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産業者に対する指導、助言(法第4条) ・畜産業者に指導、助言を行っても、なお管理基準に違反している場合の勧告、命令(法第5条第1項及び第2項) ・畜産業者の家畜排せつ物の管理状況等に関する報告徴収、立入検査(法第6条第1項) 	<p>○勧告、命令(法に基づく) 区市町村では実績なし(平成18年度)</p> <p>・現在、都内の畜産農家は、三多摩地区と島しょ地区を中心に営まれており、特別区内には練馬に1軒あるのみである。</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく事務の分担を行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

35 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務											
(1) 輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務	輸出水産物の振興に関する法律に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。	区	△	○	△					○輸出水産物の事業場の登録等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○					○区部の輸出水産業者の事業場の登録は2件と少なく、立入検査などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要がある、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

事業名	輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務	
担当	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか	
	チェック	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由 事業を円滑に行うためには、水産業に関する専門知識や関係法令等に精通した職員の配置が必要である。	
○		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜ 考え方 ＞

○区部の輸出水産業者の事業場の登録は2件と少なく、立入検査などの事務の実績も著しく少ないうえに、事務を移管するためには水産業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。

○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。

よって、当該事務については都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務
	担当局	産業労働局
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	廃業等により都内の輸出水産物製造事業場は減少しており、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	特別区内における事業場の登録は2件のみであり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
△		輸出水産物の品質の改善のために勧告等を行うものであり、専門性が求められる。
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック		理由
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
価	チェック	理由

< 考え方 >
 ○輸出水産物の事業場の登録等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。専門的な対応が求められる事務であるが、廃業等により都内の輸出水産物製造事業場は減少しており、改めて区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が一元的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

⑤

大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

事業名	輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務							
担当	産業労働局							
事 務 の 内 容	(事務の概要) 輸出水産物の振興に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度末の都内における登録実績 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録の内容</td> <td style="text-align: center;">届出根拠</td> <td style="text-align: center;">届出件数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業場の登録</td> <td style="text-align: center;">法第3条</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>(参考)昭和62年度より平成18年度末までに、延べ12件の事業場の登録があったが、廃業等により、18年度末現在、2件の届出のみとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査等の実績なし 	登録の内容	届出根拠	届出件数	事業場の登録	法第3条	2
	登録の内容	届出根拠	届出件数					
	事業場の登録	法第3条	2					
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> 事業場の登録(法第3条第1項) 登録の取消し、事業の停止及び必要な措置を採るべきことの命令(法第4条第1項、第2項) 事業場の改善に関する勧告(法第6条) 報告の徴収及び立入検査(法第21条第1項) 							
(特別区における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく事務分担を行っていない。 								
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無								
(その他) <ul style="list-style-type: none"> 新潟県及び静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。 								

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

38 就農計画の認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 就農計画の認定などに関する事務											
(1)就農計画の認定などに関する事務	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画を作成した場合における認定等に関する事務を行う。	区	△	○	△					<p>○就農しようとする青年等が作成する就農計画の認定を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○就農計画の認定については、基準が示されており、都が広域的に処理する必要性は低い。 ○しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 ○就農計画の認定を受けた者は、都が農林水産振興財団を通じて行う就農支援資金貸付の対象となっていることから、当該事務と密接な関係があり、一体的に取り扱う必要がある。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>	都
		都		○	○				○		都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名		就農計画の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○就農計画の認定については、基準が示されており、都が広域的に処理する必要性は低い。</p> <p>○しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>○就農計画の認定を受けた者は、都が農林水産振興財団を通じて行う就農支援資金貸付の対象となっていることから、当該事務と密接な関係があり、一体的に取り扱う必要がある。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>					
担当		産業労働局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 東京都における青年等の就農促進に関する方針については、都が広域的な立ち場で処理する必要がある。但し、就農計画の認定については、広域的な立場で処理する必要性は低い。							
	○	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行なうほうが効率的である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行なうほうが効率的である。							
	○	理由 事業を円滑に行うためには、農業の専門知識や関係法令等に精通した職員の配置が必要である。							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由 事業を円滑に行うためには、農業の専門知識や関係法令等に精通した職員の配置が必要である。								
業 評 価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由								
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由 就農計画の認定を受けた者は、都が農林水産振興財団を通じて行う就農支援資金貸付の対象となっていることから、当該事務と密接な関係があり、一体的に取り扱う必要がある。							
				総合評価					
				<table border="1"> <tr> <td align="center">都</td> <td align="center">区</td> <td align="center">保</td> </tr> </table>			都	区	保
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名	就農計画の認定などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	都内における就農計画は、多摩地区と島しょ地区が中心であり、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	特別区内における就農計画の認定件数は極めて少ない状況にあり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
△	就農計画について都道府県知事が策定する就農促進方針に照らして適当であるかどうかの認定を行う事務であり、専門性が求められる。	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○就農計画について都道府県知事が策定する就農促進方針に照らして適当であるかどうかの認定を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。専門的な対応が求められる事務であるが、特別区内における就農計画の認定件数は極めて少ない状況にあり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 38 中区分 1 小区分 (1)

事業名	就農計画の認定などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都における就農計画の認定状況について <p>平成19年度 2件 平成18年度 1件 平成17年度 4件 平成16年度 3件 平成15年度 7件</p> <p>・平成8年度に本制度が施行されて以降、平成18年度までに、65の就農計画を認定しているが、特別区における認定件数は4である。</p> <p>・都では、農業改良普及センター等から、新たに就農しようとする青年等についての情報を収集し、複数の就農計画の認定申請がある場合は集約し、適当な時期に就農計画認定委員会を開催し、事務の効率化を図っている。</p>
担当	産業労働局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(以下、「法」という。)に基づき、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画(「就農計画」)を作成した場合における認定等に関する事務を行う。</p>	
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに就農しようとする青年等から提出のあった就農計画に係る就農計画認定委員会の開催及び就農計画の認定(法第4条第1項) ・就農計画を変更しようとする場合の認定(法第4条第4項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

39 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務											
(1) 基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務	独立行政法人農業者年金基金法に基づき、独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業及び付帯業務について、基金からの受託者(農協)に対する立入検査業務等を行う。	区	○							○農業者年金基金の業務を受託した農業協同組合に対する報告の徴収等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区がいずれも複数区に跨っていることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。 ○また、区部の農協数は少なく(総合農協は4つ)、農協に対する監査指導の実績も少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を新たに配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名	基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都内にある農業協同組合は複数の市区町村にまたがって広域的に事業を営むものがほとんどである。</p> <p>○また、区部の農協数は少なく（総合農協は4つ）、農協に対する監査指導の実績も少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を新たに配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>			
担当	産業労働局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 農業者年金基金の事務受託者は、4つの広域JAである。都内にある農業協同組合は複数の区をまたがってその事業を営むものがほとんどである。各区間の連絡調整、また市町村を地区とする農業協同組合との調整もあり、都が広域的に処理する必要がある。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。				
	○					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由 事業を円滑に行うためには、関係法令等の知識を有した職員の配置が必要である。					
○						
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
	チェック	理由				
			総合評価			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(都)</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	(都)	区	保
(都)	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名	基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	特別区の区域における既存の協同組合の地区は、いずれも複数区に跨っており、都が広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○農業年金基金の業務を受託した農業協同組合に対し、業務に関する報告の徴収又は立入検査を行う事務であり、当該市の区域を地区とする農業協同組合に係るものについて、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特別区の区域における既存の協同組合の地区は、いずれも複数区に跨っていることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 39 中区分 1 小区分 (1)

事業名	基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務																					
担当	産業労働局																					
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)																				
	独立行政法人農業者年金基本法(以下、「法」という。)に基づき、独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業及び付帯業務について、基金からの受託者(農協)に対する立入検査業務等を行う。	年金業務受託者に対する監査指導内容 ア 農業者年金受給者の資格審査、保険料収納、送金処理状況 イ 業務委託費に関する会計処理の状況 ウ 人員の配置と責任体制、帳簿の整備及び管理の状況 エ 同一市町村内における業務受託者相互の連絡調整の状況																				
	(主な事務内容)																					
	<ul style="list-style-type: none"> 受託者に対する報告の徴収及び検査(法第64条第1項) ○ 受託業務の状況(農業協同組合) 農業者年金事業諸届等の受理・点検及び農業委員会(又は基金)への送付 加入対象者への制度の周知・普及等(区市町村) 農業協同組合から送付を受けた農業者年金事業諸届等の受付・点検、記載内容の事実の確認及び基金への送付 農地等貸付・借受申込書、離農給付金事由該当届書等の受理、記載内容の事実の確認及び基金への送付 加入対象者への制度の周知・普及等 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>監査指導状況</th> <th>区農委</th> <th>区内JA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17年度実績</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H18年度実績</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H19年度実績</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H20年度計画</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特別区における農業者年金加入数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>被保険者</td> <td>2名</td> <td>(H20.3.31現在)</td> </tr> <tr> <td>受給者</td> <td>67名</td> <td>(H20.4.23現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・監査指導対象は、農業者年金基金と業務受託契約関係にある農業委員会及び農業協同組合</p> <p>・監査指導は、おおむね3年から5年までの間に1回の割合で実施する。(19経営第1687号農林水産省経営局経営政策課長通知)</p>	監査指導状況	区農委	区内JA	H17年度実績	3	1	H18年度実績	0	1	H19年度実績	0	0	H20年度計画	0	0	被保険者	2名	(H20.3.31現在)	受給者	67名
監査指導状況	区農委	区内JA																				
H17年度実績	3	1																				
H18年度実績	0	1																				
H19年度実績	0	0																				
H20年度計画	0	0																				
被保険者	2名	(H20.3.31現在)																				
受給者	67名	(H20.4.23現在)																				
(特別区における事務処理の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 23区内の農業委員会(7区で設置あり) 世田谷区・杉並区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区 うち農業者年金基金との業務契約関係にある農業委員会 世田谷区・練馬区・板橋区 																					
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)	無																					
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。 																					

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

40 導入計画の認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 導入計画の認定などに関する事務											
(1) 導入計画の認定などに関する事務	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。	区	△	○	○					○持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事業の効率性、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都		○	○					○導入計画の認定については、都から特別区に認定基準を示すことにより、特別区でも可能な事務である。 ○しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。 ○都は多摩、島しょにおいても事務を行なっており、区部・多摩・島しょの都全域について都が一体的に行うほうが効率的である。 よって、当該事務については都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 40 中区分 1 小区分 (1)

事業名		導入計画の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○導入計画の認定については、都から特別区に認定基準を示すことにより、特別区でも可能な事務である。</p> <p>○しかし、区部の認定件数の実績は少ないうえに、事務を移管するためには農業に関する専門知識や関連法令に精通した職員を配置する必要があり、区へ移管することは非効率である。</p> <p>○都は多摩、島しょにおいても事務を行っており、区部・多摩・島しょの都全域について都が一体的に行うほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については都に残す方向で検討する。</p>
担当		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input checked="" type="checkbox"/>	理由 本事業を特別区が実施することにより、地域の実情に合わせてよりきめ細かに展開できるため、都が処理する必要性は少ない。しかし、指導指針の策定については、引き続き都が実施する。		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>	理由 区部における実績が少なく、多摩、島しょを含めて都が一体的に行うほうが効率的である。		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>	理由 事業を円滑に行うためには、農業や畜産の専門的知識や関係法令等に精通した職員の配置が必要である。		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				<input checked="" type="radio"/> 都 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 40 中区分 1 小区分 (1)

事業名	導入計画の認定などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	導入計画の認定等を行う事務については、技術的要素が大きく、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	都の農業改良普及センターの専門知識と経験を活用することが必要であり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等を行う事務であり、技術的要素が大きいため高度な専門性を有する。	
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。		
○本事務は、技術的要素が大きいため専門性が高く、都の農業改良普及センターの専門知識と経験を活用することが必要であり、区が単独で執行体制を整えるのは、著しく非効率であると考えられる。このため、都が多摩地域を含め一元的、広域的に処理することが適当であり、引続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 40 中区分 1 小区分 (1)

事業名	導入計画の認定などに関する事務																																							
担当	産業労働局																																							
事務の内容	(事務の概要) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。	(都における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> 「東京都持続性の高い農業生産方式の導入指針」の対象 … 53品目、87指針策定 東京都エコファーマー認定審査会の開催 … 年2回 東京都エコファーマー認定の推移 																																						
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> 認定を受けようとする農業者が都知事宛に提出した持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)の認定(法第4条第1項) 導入計画の変更の認定など(法第5条第1項及び第2項) 導入計画の実施状況についての報告の要求(法第9条) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">導入面積 (ha)</td> <td>都内</td> <td>0.8</td> <td>4.0</td> <td>83.1</td> <td>167.8</td> <td>243.8</td> <td>348.9</td> </tr> <tr> <td>うち区部</td> <td>0.2</td> <td>1.0</td> <td>10.7</td> <td>16.9</td> <td>24.3</td> <td>51.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農家戸数 (戸)</td> <td>都内</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>89</td> <td>170</td> <td>286</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>うち区部</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	年度		14	15	16	17	18	19	導入面積 (ha)	都内	0.8	4.0	83.1	167.8	243.8	348.9	うち区部	0.2	1.0	10.7	16.9	24.3	51.0	農家戸数 (戸)	都内	4	8	89	170	286	410	うち区部	1	2	12	21	29	59
	年度		14	15	16	17	18	19																																
	導入面積 (ha)	都内	0.8	4.0	83.1	167.8	243.8	348.9																																
うち区部		0.2	1.0	10.7	16.9	24.3	51.0																																	
農家戸数 (戸)	都内	4	8	89	170	286	410																																	
	うち区部	1	2	12	21	29	59																																	
(特別区における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の「導入計画」に関する申請 																																							
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請の種類</th> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>変更</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請件数</td> <td>都内</td> <td>126</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>うち区部</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	申請の種類		新規	更新	変更	計	申請件数	都内	126	2	15	143	うち区部	30	0	0	30																						
申請の種類		新規	更新	変更	計																																			
申請件数	都内	126	2	15	143																																			
	うち区部	30	0	0	30																																			
(その他) <ul style="list-style-type: none"> 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について(平成11年10月25日付11農産第6789号農産園芸局長通知)第9の2において市町村との連携の考え方を以下のとおり示している。 <p>『本法において、導入指針の策定、農業者が作成した導入計画の認定等は、都道府県の事務とされており市町村の役割について特段の規定が設けられていない。これは、持続性の高い農業生産方式の内容については、技術的要素が大きく、土づくりや施肥・防除に関する専門的知見が必要となることから、都道府県の普及指導センターの専門的知識と経験を活用することが最も適当であること等を踏まえたものである。</p> <p>しかしながら、本法の円滑な運用を図るためには、補助事業の活用等による啓発指導、たい肥化施設等共同利用施設の整備等による農業者への支援等市町村の果たすべき役割も大きいものであることから、引き続き市町村の理解と積極的な協力が得られるよう特段のご配慮をお願いする。』</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市に標記事務が移管されている。 																																								

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

49 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務											
(1) 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務	家庭用品品質表示法に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っているか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。	区								<p>○主たる事務所及び店舗が区内のみにある販売業者について、家庭用品の適正な品質表示の指示に従わない業者の公表に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在特別区が実施している事務と合わせ、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都 ○								<p>○特別区はすでに、主たる事務所及び店舗が一の特別区の区域内にある販売業者に係るもの（立入検査については双方が一の区域内にある必要はない）については、事務処理特例制度により、多くの事務を特別区が処理しており、都に残っているのは「公表」のみである。 ○「公表」は、特別区が行った指示に従わない販売事業者を公表するものであるが、情報を一元的に管理・発信することが都民の安全を確保するうえで効果的である。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 49 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指示に従わない販売事業者の公表などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区はすでに、主たる事務所及び店舗が一の特別区の区域内にある販売事業者に係るもの(立入検査については双方が一の区域内にある必要はない)については、事務処理特例制度により、多くの事務を特別区が処理しており、都に残っているのは「公表」のみである。</p> <p>○「公表」は、特別区が行った指示に従わない販売事業者を公表するものであるが、情報を一元的に管理・発信することが都民の安全を確保するうえで効果的である。</p> <p>よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。</p>			
担当	生活文化スポーツ局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック					
	○	理由 違反業者の公表は、都が一元的に行った方が、より広範囲に迅速に伝えることが可能である。				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック					
		理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック						
	理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック					
		理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック					
		理由				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
チェック						
	理由					
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
	チェック					
		理由				
			総合評価			
			<table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 49 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指示に従わない販売業者の公表などに関する事務		
担当局	生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
		チェック	理由
		(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

< 考え方 >		
○主たる事務所及び店舗が区内のみにある販売業者について、家庭用品の適正な品質表示の指示に従わない場合の業者の公表に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。主たる事務所及び店舗が複数県にある販売業者については、国の所管であり、主たる事務所等の所在に応じて分担することが適切と考えられる。現在、表示事項の表示の指示や立入検査等の事務など本件以外の関連事務は特別区に事務処理特例により移譲されており、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。		
○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。		
総合評価		
都	(区)	保

検討対象事務の内容

⑤

大区分 49 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指示に従わない販売業者の公表などに関する事務	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の区部における立入検査の実績(区が実施):207店舗 ・平成19年度の市部における立入検査の実績(都が実施):13店舗 ・平成19年度は公表の実績はなし
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法(以下「法」という。)に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っているか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。 	
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者に対する指示、公表(法第4条1項、2項) ・不適正な表示に係る申出の受理及び申出の内容に係る調査(法第10条1項、2項) ・不適正な表示に係る報告徴収及び立入検査(法第19条1項) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例条例第2条の表3の項に基づき、立入検査を除き、主たる事務所及び店舗が区域内にある販売業者に係るものに限り、各特別区が処理している。 ※公表は特例条例の対象ではない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府及び兵庫県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部の移管を含む)。 		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

50 標準価格等の表示等の指示などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 標準価格等の表示等の指示などに関する事務											
(1) 標準価格等の表示等の指示などに関する事務	国民生活安定緊急措置法に基づき、特に価格の安定を図るべき特定物資に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。	区								<p>○国が価格安定のための緊急措置を行った場合に、指定された物資を販売する事業者に標準価格表示の指示等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○				○			<p>○緊急時においては、国・都・区市町村が連携協力し、多くの措置を総合的に講じる必要があり、区へ移管した場合、区域においては都の権限が及ばなくなり、東京都国民保護計画において都が行うその他の措置との一体性に欠ける。 ○再編後であっても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時に対応の遅れが懸念される。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名		標準価格等の表示等に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○緊急時においては、国・都・区市町村が連携協力し、多くの措置を総合的に講じる必要があり、区へ移管した場合、区域においては都の権限が及ばなくなり、東京都国民保護計画において都が行うその他の措置との一体性に欠ける。</p> <p>○再編後であっても、同一の区の区域以外に事務所等が所在するか否かで都・区で所管が分かれることになり、緊急事態発生時に対応の遅れが懸念される。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 緊急時においては、都と区市町村等が適切な役割分担に基づき、国民保護措置等を実施する必要がある。当該事務は地域ごとに取り組むよりは都全体の状況を勘案して一元的に実施することが、緊急時において効率的かつ効果的である。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 都が定める東京都国民保護計画との適合性を担保する必要がある。緊急時における各種対応と合わせ、都が実施すべきである。		
	○			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
(都)		区	保	

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名	標準価格等の表示等の指示などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<p>< 考え方 ></p> <p>○国が価格安定のための緊急措置を行った場合に、指定された物資を販売する事業者標準価格表示の指示等を行う国から都道府県及び指定都市への第1号法定受託事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○事業者が区域を跨る場合の都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
総合評価		
都	(区)	保

検討対象事務の内容

5

大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名	標準価格等の表示等に関する事務	(都における事務処理の状況) 通常時において行っていない。東京都国民保護計画において武力攻撃事態等に講ずる措置を策定。
担当	生活文化スポーツ局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) 国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)に基づき、特に価格の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。	
	(主な事務内容) ・指定物資について定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(法第6条第2項及び第3項) ・指定物資の販売価格が規定価格を超えている場合における是正の指示及び正当な理由なく指示に従わなかった者の公表(法第7条) ・指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(法第30条第1項)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の役割分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無) 無	
(その他) ・標記事務のうち、指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が一の指定都市の区域のみに設置されているものに関するもの及び小売業を行う者に関するものであってその事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長が行うこととされている。(施行令第4条) ・兵庫県では事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

52 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務											
(1) 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務	特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。	区							△	○事務所が区内のみにある特定非営利法人設立の認証、立入検査等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○						○特定非営利活動法人は、市民の自主的な参加により社会貢献活動を行う団体であり、その自由な活動を促進するためには、法人の業務運営のあり方について、できる限り法人自身が決めることを基本とすべきである。合わせて、市民自身が監視することによって、その健全な発展が期待されており、行政の監督はあくまで最終的な是正手段とされている。 ○その一方で、近年、特定非営利活動法人として認証を受けながら、実際には営利活動を行っている者が出現しており、さらには、悪質な商行為を行う者もある。これらの法人に対する指導・監督は、ある程度広域な範囲を所管することによって、ノウハウが蓄積され、その結果、適切な行政処分が可能となる。 ○また、特定非営利活動法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務		＜ 考え方 ＞
担当		生活文化スポーツ局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 特定非営利活動法人は、広域的に活動する法人も多いことから、法人の状況を適切に把握するためには、広域自治体である都が行う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 悪質な法人に対する指導・監督は、ある程度広域な範囲を所管することによって、ノウハウが蓄積され、その結果、適切な行政処分が可能となる。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
評価				総合評価
	○			都 区 保

○特定非営利活動法人は、市民の自主的な参加により社会貢献活動を行う団体であり、その自由な活動を促進するためには、法人の業務運営のあり方について、できる限り法人自身が決めることを基本とすべきである。合わせて、市民自身が監視することによって、その健全な発展が期待されており、行政の監督はあくまで最終的な是正手段とされている。

○その一方で、近年、特定非営利活動法人として認証を受けながら、実際には営利活動を行っている者が出現しており、さらには、悪質な商行為を行う者もある。これらの法人に対する指導・監督は、ある程度広域な範囲を所管することによって、ノウハウが蓄積され、その結果、適切な行政処分が可能となる。

○また、特定非営利活動法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。

よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。

検討対象事務評価個票

〔区〕

⑤

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○事務所が区内のみにある特定非営利法人設立の認証、事業報告書の受理、審査等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。事務所が複数の都道府県にある場合は国の所管であり、事務所の所在に応じて分担することが適当であると考えられる。公益の増進を目的とした特定非営利活動法人の認証等については、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○他府県において事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。ただし、事務執行にあたっては都道府県の条例による必要があるとされており、条例制定権の移譲については法改正が必要であると考えられる。なお、地方分権改革推進委員会第1次勧告においては、都道府県から指定都市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<p>△ 法人設立には、都道府県が定める条例に基づき申請等を行うこととされていることから、条例制定権を含む事務移譲を受けるためには、法改正が必要であると考えられる。</p>			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	⑤ 区	保

検討対象事務の内容

5

大区分 52 中区分 1 小区分 (1)

事業名	特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務																																			
担当	生活文化スポーツ局																																			
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(以下「法」という。)に基づき、特定非営利活動法人に関する、設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都所轄法人数 : 5,836団体(平成20年3月31日現在) ・平成19年度の申請、届出等実績 																																		
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立の認証及び公告(法第10条第1項) ・役員の変更等の届出受理(法第23条第1,2項) ・定款変更認証の認証(法第25条第3項) ・事業報告書等の提出受理(法第29条第1項) ・仮理事、特別代理人の選任(法第30条、民法第56,57条) ・目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散の認定(法第31条第2項) ・解散した特定非営利活動法人の残余財産の帰属先の認証(法第32条第2項) ・特定非営利活動法人の合併の認証(法第34条第3項) ・特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所への意見の陳述及び調査(法第40条第2,3項) ・報告及び検査(法第41条第1項) ・改善命令(法第42条) ・設立の認証の取消し(法第43条第1,2項) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務内容</th> <th style="text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>設立認証申請受理</td><td style="text-align: center;">655</td></tr> <tr><td>設立認証申請のうち認証</td><td style="text-align: center;">584</td></tr> <tr><td>役員変更等の届出受理</td><td style="text-align: center;">2,265</td></tr> <tr><td>定款変更認証申請受理</td><td style="text-align: center;">439</td></tr> <tr><td>定款変更認証申請のうち認証</td><td style="text-align: center;">406</td></tr> <tr><td>事業報告書等の提出受理</td><td style="text-align: center;">4,960</td></tr> <tr><td>仮理事、特別代理人の選任</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>事業の成功の不能の認定</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>残余財産の帰属先の認証</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>合併認証申請受理</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>合併認証申請のうち認証</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>裁判所への意見の陳述及び調査</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>裁判所への意見の陳述</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>報告及び検査</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>改善命令</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>設立の認証の取消し</td><td style="text-align: center;">28</td></tr> </tbody> </table>	事務内容	件数	設立認証申請受理	655	設立認証申請のうち認証	584	役員変更等の届出受理	2,265	定款変更認証申請受理	439	定款変更認証申請のうち認証	406	事業報告書等の提出受理	4,960	仮理事、特別代理人の選任	0	事業の成功の不能の認定	0	残余財産の帰属先の認証	0	合併認証申請受理	2	合併認証申請のうち認証	3	裁判所への意見の陳述及び調査	0	裁判所への意見の陳述	0	報告及び検査	0	改善命令	5	設立の認証の取消し	28
	事務内容	件数																																		
	設立認証申請受理	655																																		
設立認証申請のうち認証	584																																			
役員変更等の届出受理	2,265																																			
定款変更認証申請受理	439																																			
定款変更認証申請のうち認証	406																																			
事業報告書等の提出受理	4,960																																			
仮理事、特別代理人の選任	0																																			
事業の成功の不能の認定	0																																			
残余財産の帰属先の認証	0																																			
合併認証申請受理	2																																			
合併認証申請のうち認証	3																																			
裁判所への意見の陳述及び調査	0																																			
裁判所への意見の陳述	0																																			
報告及び検査	0																																			
改善命令	5																																			
設立の認証の取消し	28																																			
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 																																				
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p>																																				
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県及び静岡県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部の移管を含む)。 																																				

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

76 一般旅券の消印及び還付に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 一般旅券の消印及び還付に関する事務											
(1)一般旅券の消印及び還付に関する事務	旅券法に基づき、旅券の申請受付、交付等の事務を行う。	区								<p>○都道府県が発行する一般旅券の申請受付、交付等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。申請窓口等の一本化による区民の利便性の向上を図るため、旅券の発行事務も含め特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○			○			<p>○申請受付・交付事務を移管する場合、郵送等の事務が加わり、交付までの日数が長くなるうえ、申請・交付窓口は居住している区に限られることになり、必ずしも住民サービスの向上につながるとは限らない。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 76 中区分 1 小区分 (1)

事業名		一般旅券の消印及び還付に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○申請受付・交付事務を移管する場合、郵送等の事務が加わり、交付までの日数が長くなるうえ、申請・交付窓口は居住している区に限られることになり、必ずしも住民サービスの向上につながるとは限らない。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 申請書の都への郵送、旅券の都からの郵送などに時間を要し、事務効率は著しく低下する。また、住民は当該区でしか申請・交付ができなくなることから、かえって住民サービスが低下する。		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 申請書の都への郵送、旅券の都からの郵送などに時間を要し、事務効率は著しく低下する。また、住民は当該区でしか申請・交付ができなくなることから、かえって住民サービスが低下する。		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 申請書の都への郵送、旅券の都からの郵送などに時間を要し、事務効率は著しく低下する。また、住民は当該区でしか申請・交付ができなくなることから、かえって住民サービスが低下する。		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 日本国旅券は60カ国以上でビザなしで入国ができるなど信用性が高いため、偽変造や成りすましの犯罪が絶えない中で、窓口を分散するとセキュリティの確保に支障が生じる。		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 日本国旅券は60カ国以上でビザなしで入国ができるなど信用性が高いため、偽変造や成りすましの犯罪が絶えない中で、窓口を分散するとセキュリティの確保に支障が生じる。		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	理由 申請書の都への郵送、旅券の都からの郵送などに時間を要し、事務効率は著しく低下する。また、住民は当該区でしか申請・交付ができなくなることから、かえって住民サービスが低下する。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 76 中区分 1 小区分 (1)

事業名	一般旅券の消印及び還付に関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○都道府県が発行する一般旅券の申請受付、交付等を行う国から都道府県への第1号法定受託事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。申請窓口等の一本化による区民の利便性の向上を図るため、「⑥-135旅券の交付などに関する事務」で検討予定である旅券の発行事務も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○旅券の発行事務の移譲も含めれば、法改正が必要と考えられるが、本件自体は、法が市区町村への移譲を可能としているものであることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。		
○都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。		
総合評価		
都	⑤	保

検討対象事務の内容

⑤

大区分 **76** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	一般旅券の消印及び還付に関する事務											
担当	生活文化スポーツ局											
事 務 の 内 容	(事務の概要) 旅券法（以下「法」という。）に基づき、旅券の申請受付、作成及び交付等の事務を行う。	(都における事務処理の状況) 平成19年度申請実績 (単位:件)										
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> ・一般旅券の発給の申請の受理(法第3条) ・一般旅券の交付(法第8条第1項～第3項) ・一般旅券の紛失又は焼失の届出に関する事務(法第17条第1項～第3項) ・一般旅券の返納に関する事務(法第19条) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>新宿本課</td> <td style="text-align: right;">203,094</td> </tr> <tr> <td>有楽町分室</td> <td style="text-align: right;">267,673</td> </tr> <tr> <td>池袋分室</td> <td style="text-align: right;">90,580</td> </tr> <tr> <td>立川分室</td> <td style="text-align: right;">122,817</td> </tr> <tr> <td>島しょ町村</td> <td style="text-align: right;">568</td> </tr> </table>	新宿本課	203,094	有楽町分室	267,673	池袋分室	90,580	立川分室	122,817	島しょ町村	568
	新宿本課	203,094										
	有楽町分室	267,673										
池袋分室	90,580											
立川分室	122,817											
島しょ町村	568											
(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。												
(標記事務の移管・委託等に関する状況):(無)												
(その他) ・新潟県及び広島県では、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。												